

シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（案）参照条文

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）

（シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置）

第七条の八 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下この条において「シンガポール協定」という。）に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）による特定の種類の貨物（シンガポール協定第十四条１の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。）の輸入の増加の事実（第八項において「シンガポール特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（第八項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条１の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（一年以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてシンガポール協定附属書Ⅰに基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 関税率法別表に定める税率（第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率）及び協定税率のうちいずれか低いもの（以下この項及び第六項において「実税率」という。）

ロ シンガポール協定の効力発生の日の前日における実税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条 3 (d) の規定に基づき、当該措置につき一年を超え三年以内の期間を指定することができる。この場合においては、当該措置は、当該指定しようとする期間内において段階的に緩和されたものでなければならぬ。

3 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条 3 (d) の規定に基づき、政令で定めるところにより、当該措置の開始の日から三年以内に限り、当該措置を延長することができる。

4 政府は、前項の規定により第一項の措置の開始の日から一年を超えて当該措置を延長する場合には、シンガポール協定第十八条 3 (d) の規定に基づき、当該措置を段階的に緩和するものとする。

5 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、シンガポール協定第十八条 3 (c) に規定する協

議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

6 シンガポールにおいてシンガポール協定第十八条1の規定による措置（次項において「シンガポールの緊急措置」という。）がとられた場合には、シンガポール協定第十八条4の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

7 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はシンガポールの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

8 政府は、シンガポール特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

9 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。

10 第一項の規定による措置は、同一の貨物につき二回以上とることができない。

11 政府は、シンガポール協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項の規定による措置をとる、又は継続することができる。

12 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）

（ 証明書類の交付及び統計の閲覧等 ）

第二百二条 税関は、政令で定めるところにより、税関の事務についての証明書類の交付を請求する者があるときは、これを交付するとともに、次に掲げる事項についての統計を作成し、その閲覧を希望する者があるときは、これをその者の閲覧に供しなければならない。

一 輸出され、若しくは積み戻され、又は輸入された貨物

二及び三 （省 略）

2、5 （省 略）